

外部回線接続サービス約款

第1条（約款の適用）

1. この外部回線接続サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービス「外部回線接続サービス」（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（サービスの内容・最低利用期間）

1. 本サービスは、利用者が利用する当社サービスに対し、専用通信回線又は仮想専用通信回線（以下、仮想専用通信回線を「VPN」といい、専用通信回線及びVPNを総称して「外部回線」といいます。）を接続するためのルータ及び伝送装置（以下、併せて「外部回線接続用機器」といいます。）並びに専用通信回線を提供するサービスです。本サービスにおいて利用者に提供する専用通信回線の種類については、サービスサイトにおいて定めるものとします。
2. 本サービスにより外部回線を接続することが可能な当社サービスの種類については、サービスサイトにおいて定めるものとします。
3. 本サービスの最低利用期間は、以下のとおりとします。
 - (1) 専用通信回線の接続による利用：12ヶ月
 - (2) VPNの接続による利用：3ヶ月
4. 当社は、本サービスにつき、第1項に定めのない種類の専用通信回線または第2項に定めのない種類の当社サービスへの接続を提供する場合があります。その場合においても、当社と利用者間で特に定める場合を除き、基本約款及び本約款（以下、併せて「当社約款」といいます。）が適用されるものとします。

第3条（料金の支払期限）

1. 利用者は、本サービスの利用に関する初回の料金については、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

第4条（回線事業者約款等）

1. 本サービスの利用に関しては、当社約款に加えて、本サービスにおいて接続する専用通信回線の提供事業者（以下、「回線事業者」といいます。）が定める契約約款等（規約、規程、ポリシー、その他、形式及び呼称を問わず、回線事業者が当該専用通信回線の提供に関して定めたものを指し、以下総称して、「回線事業者約款等」といいます。）も適用されるものとし、当社約款と回線事業者約款等に矛盾又は抵触する定めがある場合、当社約款の定めが優先して適用されるものとします。

第5条（サポート）

1. 本サービスにより接続される専用通信回線に関する技術的サポートについては、回線事業者において行われるものとし、利用者は専用通信回線の技術的な事項については、当該回線事業者に直接問い合わせるものとしします。
2. 前項を除く、本サービス自体に関する問い合わせについては、当社が対応するものとしします。

第6条（外部回線接続用機器）

1. 利用者は、当社より貸与される外部回線接続用機器に関し、自己の責任と費用において設定・管理・運用・接続用アカウント及びパスワード情報の管理を行うものとしします。
2. 当社は、外部回線接続用機器が、不可抗力又は利用者の責めに帰すべき事由によらずして、故障その他の正常な動作がなされない状態となったことが確認された場合、当該機器を当社の費用において修理又は交換するものとしします。この場合、当該機器に記録された設定その他の情報は、初期化のうえ利用者に貸与されるものとし、利用者は自己の責任において再度当該機器の設定を行うものとしします。
3. 前項の定めにおいて、外部接続用機器が、モデル改定、販売の終了、その他の理由により、修理又は交換を実施することが困難である場合、当社は当該機器と同等以上の機能を備えた異なる外部回線接続用機器との交換を実施し、利用者への貸与を行うものとしします。この場合、交換後の外部回線接続用機器の仕様その他に起因し、利用者が交換実施前に行った設定等による運用が不能となったとしても、当社はその責任を負わないものとしします。

第7条（免責）

1. 当社は、本サービスに関し、回線事業者が設置した回線終端装置の当社構内通信網（以下、「LAN」といいます。）側回線接続基部より当社管理下のネットワーク及び設備において生じる事象においてのみ責任を負い、当該回線終端装置のLAN側回線接続基部から広域通信網側以降において生じた事象に起因する問題については、障害等の解消の義務、利用者が生じた損害等への賠償責任義務、その他一切の責任を負わないものとしします。
2. 当社は、利用者が本サービスにおいてVPNを接続して利用する場合において、VPN事業者の提供するサービス等に起因し、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとしします。

附 則

第1条（適用開始）

この約款は、2020年5月8日から適用された外部回線接続サービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2025年5月26日より適用されます。